

令和7年度 事業計画（案）

一般社団法人 三重県建設業協会

建設産業を取り巻く現状については、労働力不足が一層懸念され、また、令和6年4月から適用された時間外上限規制をはじめとする働き方改革などさまざまな対応が求められるなか、第三次・担い手3法により、地域の守り手である建設業が役割を果たし続けられるよう、労働者の処遇改善や生産性向上を図り担い手確保のための施策が図られています。

こうした状況の中、三重県建設業協会（以下「当協会」という。）においては、担い手確保について、技術者等の定着及び育成を目的に「技術者育成委員会」を設置して技術者等のキャリアアップや若手技術者の定着の取組を進めるとともに、女性部会（「パールこまち」）において、セミナーの開催や他県との交流会を実施しています。また、生産性向上では、特に建設DXについて、ASPの活用、遠隔臨場、電子契約など様々な手段について、発注者側の行政との意見交換を重ね取組を進めているところであり、建設産業を取り巻く様々な課題に引き続き対応していく必要があります。

さらに、建設産業の災害時の「地域の守り手」としての役割を果たすため、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震に備えていく必要があります。昨年の能登半島地震の甚大な被害状況を目の当たりにし、建設産業による復旧・復興への対応の重要性は言うまでもありませんが、国土強靱化の充実が最重要課題であり、公共事業予算の確保について引き続き要望していく必要があります。

このような状況をふまえ、当協会は諸課題の解決に向け、以下の通り事業計画を策定し、会員企業が当協会の会員であることを誇りと思えるような事業活動に取り組んでまいります。

I. 要望活動等への取り組み

1. 公共事業予算の確保

激甚化・頻発化する災害から県民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策等、将来に備えた災害に強い県土づくりが喫緊の課題となっております。地域建設業は、社会資本の整備・維持管理を行い、地域の安全・安心を確保するための守り手として、社会的使命を果たしております。この役割を将来にわたって、継続的に果たしていくためには、健全な企業経営と安定的な受注の確保が前提となることから、公共発注機関に対し、社会資本整備の計画的な推進と公共事業予算の持続的・安定的な確保・拡大、受注機会の確保について強く要望を実施してまいります。

2、適正な入札・契約制度の実現

三重県における入札・契約制度が建設業界の実状を的確に反映したものとなるよう要望してまいります。

3、建設業許可審査の厳正化

建設業界の健全な発展を促進するには、建設業許可審査時における厳正な審査による不良・不適格業者の排除が必要です。このため許可行政機関に対し厳正な審査がなされるよう積極的に要請してまいります。

4、適正な積算等

発注者に対して、建設資機材の適正な価格での積算及び建設副産物の適正処理にかかる条件明示と適正費用での積算を要望してまいります。

Ⅱ．組織力強化への取り組み

1、建設業協会への加入促進

建設業協会の活動をより強固なものとするには、組織率の向上が必要であることから、建設業協会に未加入の企業に対し、業界団体としての建設業協会の存在意義を説明すると共に、活動内容を周知することによって、加入促進を図るとともに、入会審査の改善に取り組みます。

2、コンプライアンスの強化

建設業は高品質で安全性の高い社会資本整備の提供、災害時の地域社会の守り手として役割を担うなど、その社会的責任は大きいものとなっています。当協会がこうした社会的役割を担うなか、公共工事に係る入札談合の事案や談合が疑われる事案が過去に発生していることをふまえ、コンプライアンスの強化に引き続き取り組みます。

3、地域貢献活動の推進

地域の安全・安心の確保に向けて、持続的に災害等の緊急対応、地域の維持管理に努めてまいります。

- (1) 災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」としての使命を果たすとともに大規模災害発生時には、地域住民の安心・安全を守る活動に積極的に取り組みます。
- (2) 近い将来に発生が危惧される、南海トラフ巨大地震など大規模災害発生時に、当協会会員の持てる機動力を遺憾なく発揮できるよう、協会独自の災害対応訓練を実施します。
- (3) 行政が実施する防災訓練に参加し、情報共有システムを活用した情報伝達訓練・道路啓開訓練などに鋭意取り組んでまいります。
- (4) 道路・河川等の清掃活動を実施するとともに、地域の行事に積極的に参加してまいります。

4、広報活動等の推進

優れた社会資本の整備をはじめ、災害時の緊急対応やボランティア活動等の地域貢献活動を紹介するなど、当協会の社会的地位の一層の向上をはかるための広報活動を行うとともに、会員企業に対する迅速な情報提供に努めます。

- (1) テレビ・新聞等のマスメディアに対し、協会員の地域貢献活動の情報提供を行う等、積極的な広報活動を推進します。
- (2) (一社)三重県建設業協会ホームページを充実し、一般の方々に対し協会概要等の情報を提供します。
- (3) 「建協ねっと」を活用した迅速な情報提供に努めます。
- (4) 機関紙「建設みえ」により情報を提供します。
- (5) 「You Tube」、「X (エックス)」、「インスタグラム」により情報を提供します。

5、建設業イメージアップ活動の推進

若者が夢を持って将来を託せる魅力ある産業とするため、職場環境の改善、建設現場清掃美化活動など建設業のイメージアップ活動に積極的に取り組みます。

6、協会内のコミュニケーションの促進

三重県協懇親ゴルフ大会の開催など協会内のコミュニケーションを促進する活動に取り組みます。

Ⅲ. 建設業の生産性の向上等、自助努力への取組み

1、三重県建設産業活性化プラン2024の取組

三重県と協働して策定した三重県建設産業活性化プラン2024に掲げる3つの取組方針、「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」および取組方針を支える「企業の安定経営」に向けた取組方針に対応することによって、建設産業の活性化に努めます。

2、生産性向上への取組

国の施策により DX や i-Construction の取組が加速しています。建設業における ICT 施工、BIM/CIM、遠隔臨場、工事情報共有システムなどインフラ分野の DX などの生産性向上策に関する最新情報について、随時提供することに努めます。

3、建設工事にかかる労働災害防止のための安全対策

第14次労働災害防止計画において建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のため、元請団体の意見が反映された「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」を踏まえ、足場点検の確実な実施等について周知を図るとともに、建設業労働災害防止協会が行う労働災害防止活動に協力し、労働災害の撲滅のため積極的に取り組みます。

また、会員の事業繁栄と工事安全を祈念して、1月に猿田彦神社(伊勢市)において「安全祈願祭」を執り行います。

4、法定外労災補償制度ならびに建設業総合補償制度の加入促進

労働災害に対する補償は政府の所管する労働保険では十分な補償とはいええず、民事損害賠償訴訟に発展する事例が激増しています。また、工事現場において第三者の身体や財物に損害を与えた場合、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない事例も多く見られるようになりました。このような事故に対し労働者の福利向上ならびに企業防衛の観点から労災保険の上乗せ給付を行う法定外労災補償制度、第三者に対する損害賠償事故を補償する建設業総合補償制度への加入促進に積極的に取り組みます。

5、建設副産物の有効利用と建設廃棄物処理対策の推進

建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理の方策を検討するとともに、適正な処理委託契約と建設系廃棄物紙マニフェスト並びに電子マニフェストの普及・活用を推進します。

IV. 人を大切にする建設業をめざす取り組み

1、人材確保・人材育成に係る対策の強化・推進

- (1) 教育機関等と連携を密にし、建設現場見学会の開催を通して生徒・教師に建設現場での作業の実態や最新の技術等を紹介し建設業への理解を増進します。

また、インターンシップ(就業体験)、出前授業(実習事業)を積極的实施し、土木・建築系工業高校、普通科高校との関係強化に取り組むとともに、担当教諭との信頼関係の構築に努めます。

- (2) 行政並びに教育関係者等との情報・意見交換会を実施し、建設業に対する理解を深め、入職者の促進を図ります。

また、建設業について職業観や就労意識の形成・向上を図るとともにコミュニケーションの向上を図り、建設業への定着を促すことを目的とした研修会等を開催します。

- (3) 技術者の地位向上を図るため、優秀施工者（建設マスター）など顕彰制度の普及拡大を推進します。
- (4) 建設産業人材確保・育成推進協議会の開催する会議に参加し、各県の若年労働者の確保・育成の取り組み等について、情報の共有化をはかります。
- (5) 一般財団法人建設業振興基金が主催する高校生対象3級・4級建設業経理事務士特別研修に取り組むとともに、高校生在学中の資格取得を支援することで、建設業への入職促進をはかります。
- (6) 女性部会「パールこまち」を通じて女性技術者・技能者の入職促進と定着、女性の視点から見た建設業の課題等の解決に向け、女性技術者交流会開催などの取組に努めます。
- (7) 会員企業の技術者等の定着及び育成を目的に、令和6年度に設置した「技術者育成委員会」により、技術者等のキャリアアップや若手技術者の定着の取組を進めます。

2、雇用・労働条件改善の推進

- (1) 令和6年4月より適用となった時間外労働の罰則付き上限規制を遵守するため、長時間労働の是正を含めた「賃金・休日等の労働条件改善」への取組を推進します。
- (2) 国土交通省と建設業関係団体等が一体となって進めている社会保険未加入対策について、加入が義務付けられている健康保険、厚生年金保険、労働保険、雇用保険はもとより、これを補完する建設業退職金共済制度、法定外労災補償制度などへの加入を促進します。
- (3) 各種助成金の有効活用を推進します。
- (4) 安全で快適な職場環境づくりと女性や高齢者にもやさしい職場環境整備のための普及活動を推進します。
- (5) 技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指す建設キャリアアップシステムの普及促進に努めます。
- (6) 建設業を支える担い手の確保・育成の一環として、三重労働局との共催および三重県の後援により、「三重県建設雇用改善推進大会」を開催します。
- (7) 個々の企業の実情に即した働き方改革に向けた取組を推進します。

3、建退共制度への取り組み

建設業退職金共済制度は建設従事者の福祉の増進と雇用の安定をはかり、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることを目的とした制度です。

当協会は建設業退職金共済事業本部において三重県支部と位置づけされていることから建設業退職金共済事業の推進に努め、契約者・被共済者に対するサービスの向上ならびに退職金共済業務の効率的な運営に積極的に取り組めます。

- (1) 未加入者の加入促進と加入者の履行の確保
- (2) 建退共業務の効率的な運営
- (3) 退職金支払業務の推進

V. 研修会・講習会の開催

1、講習会・研修会の開催

(一社)三重県建設業協会の会員が建設業法など法令遵守の徹底・違法行為の防止、CALS/EC への対応、さらには会員企業に従事する従業員の資格取得を応援する講習会・研修会を開催します。

- (1) 建設業法など法令に関する研修会
- (2) 建設業適正取引に関する講習会
- (3) 建設業経営講習会
- (4) 土木技術者実務講習会
- (5) 1・2級 土木施工管理技士 受験対策講習会
- (6) 2級 建設業経理士 受験対策講習会
- (7) 3・4級 建設業経理事務士 特別研修会
- (8) 建設 DX 実践研修会
- (9) 新規入職者研修会
- (10) その他必要な講習会・研修会

2、不良・不適格業者及び暴力団等の徹底排除の推進

- (1) 暴力団等不良・不適格業者排除の一層の徹底を図るため、(公財)三重県暴力追放県民センターとの連携を一層密にし、暴力団排除の連絡監視体制を強化するとともに暴力行為への対応などについての研修会を開催します。
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日に施行された「三重県暴力団排除条例」の趣旨を理解し、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力します。

VI. 調査・研究・情報収集の実施

1、調査・研究活動

建設業界の実情を把握し、経営の改善や技術の向上に資するため各種調査・研究を行います

- (1) 応急仮設住宅の供給に関する調査研究
- (2) 建設業関係法令等
- (3) 各常置委員会が所轄する事項

- (4) 工事積算・施工管理等
- (5) 建設副産物・建設廃棄物対策等
- (6) 下請セーフティネット債務保証事業への取り組み
- (7) (一社)三重県建設業協会の事業達成のために必要な調査・研究等

2、情報収集活動

国土交通省、三重県等が進めている CALS/EC への対応を図るため、継続して情報収集を行います。

また、建設業の DX 化、情報化への対応を進めるため、(一社)全国建設業協会と各都道府県建設業協会間の連絡体制の定着に協力するとともに、当協会イントラネットである「建協ねっと」を積極的に運用し、迅速な情報提供と協会業務の効率的な運用並びに会員企業の業務の効率化が推進されるよう取り組みます。

さらに、国土交通省が推進しているインフラ分野の DX を始めとした建設産業の生産性向上のための施策や、新技術 (ICT) の導入・活用に関する情報収集を行います。

3、意見交換会等の開催

建設業界がかかえる多くの懸案事項について、国・県等建設行政関係者と広く意見交換や情報交換を行い改善に努めます。

- (1) 官公庁等との意見交換・情報交換会の開催
- (2) 県立高校進路指導担当教諭等との情報交換会の開催

VII. 表彰・推薦等

1、三重県建築賞の表彰

三重県建築賞は三重県内に本店を有する建設業者が施工した建築作品で、優秀な建築物を創作した施主および設計者、施工者の努力を評価するため、優秀な建築作品を募集し、その設計思想や関係者の協力関係の重要性を広く社会に知らせ、建築業者の育成と技術力の向上に寄与した建築作品の功績を讃え、施主、設計者ともども表彰します。

2、表彰・推選等

- (1) 三重県建設産業団体連合会、並びに三重県土木施工管理技士会と共催で開催する表彰式において建設関係功労者、優良事業場、模範従業員等の表彰
- (2) 国、県、上部団体等が行う表彰に必要な推薦・上申
- (3) 優秀施工者大臣顕彰ならびに優秀施工者知事表彰候補者の推薦
- (4) その他必要な表彰および推薦

VIII. 会議

1、総会、役員会、委員会等会議の開催

- (1) 通常総会（年1回）
- (2) 臨時総会（随時）
- (3) 正副会長会議（随時）
- (4) 常任理事会（随時）
- (5) 理事会（随時）
- (6) 監事会（年1回）
- (7) 常置（総務・土木・建築・技術者育成）委員会（随時）
- (8) 専門委員会（DX 専門・建設業活性化ビジョン検討）（随時）
- (9) 女性部会（随時）
- (10) 支部事務長会議（随時）

2、関係団体等が開催する会議等への参加

上部団体ほか建設業関係団体が開催する会議等に参加し情報収集に努めます。

- (1) 建設業協会東海四県ブロック会議への参加
- (2) (一社)全国建設業協会等が開催する各種会議への出席
- (3) (一財)建設業振興基金・(公財)建設業福祉共済団など関連団体が開催する会議への出席
- (4) 行政・関連団体等が開催する会議・大会等への参加

IX. その他事業

- (1) 会員並びに関係者の慶弔
- (2) 建設関連団体に対する事業活動の支援
- (3) 建設関係諸用紙・各種法令関係資料・図書等の販売
- (4) 建設マニフェストの販売
- (5) (一社)三重県建設業協会の事業推進に必要な事業の開催